守成クラブ福井
規　約

第1章　総　則

第1条（名称）
当会の名称は、「守成クラブ福井」と称する。

第2条（住所）
当会の事務局は、世話人会で代表として選出された会員の事業所に置く。

第2章　目的及び事業

第3条（目的）
今、我々中小企業を取り巻く経済環境は不安定であり、事業を国や行政に期待し頼ることが出来ず、私達の生活基盤である会社を潰さず守り抜く為に、全国の守成クラブ会員一人一人の顧客、人脈を持ち寄り、「商売繁盛」をモットーとし、「事業拡大」を前面に打ち出した仕事バンバンプラザの輪を全国に広げる事を目的とする。

第4条（事業）
当会は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

（1） 毎月1回の仕事バンバンプラザ（定例会）交流会の開催。
（2） 会員同士のビジネス交流・経済交流・業務提携・共同事業の促進。
（3） 会員同士の親睦を図る為、親睦会の開催（不定期）
（4） その他、目的を達成する為に必要と思われる事業。

第5条（事業への参加、罰則及び禁止事項）
事業参加の意思は、指定日内にホームページ等を通じ、事務局へ報告しなければならない。

（1） 事業への参加費用は、1人金6,000円とする。
　　但し、状況により、参加費用の変更を事前に通知する場合はその限りではない。
（2） 参加意思を示し、当日欠席した場合は免責として参加費用全額を後日納めなければならない
　　但し、やむを得ない事情により、事前に報告した場合はその限りではない。
（3） ゲスト（決定権のある者）の参加は原則1回のみとする
（4） ゲスト参加で未入会者は、当会で知り得た会員に対してのビジネスアピール、勧誘、DM等や
　　個人情報の使用を禁止する。
（5） 例会参加申込者の代理出席は原則認めない。
（6） 準会員の他会場への参加は認めない。

第3章　会員（守成クラブ本部制定）

第6条（会員）

当会の会員は、次の種別とし、会員は当会の定める委員会に全員所属するものとする。

（1）準会員・・・入会届けを出し、入会金、年会費を納めた者。
　（当会場での名刺交換会、当会場での自テーブルでの資料配付のみ営業活動が許可される）
（2）正会員・・・当会に、入会者を1名紹介した者。（営業活動の制限なし）
（3）ゴールド会員・・・当会に、入会者を 10 名紹介した者。
（4）ダイヤ会員・・・ゴールド会員で、他に 1 会場を立ち上げるか会員を 100 名紹介した者。

第7条（入会）

当会へ、入会する者は次の条件を満たさなければならない。

（1）当会員の紹介による推薦。
（2）法人、個人商店等の代表者か、決済権のある者又は、当会員の為に必要な人物と認められた者
（3）宗教、政治、まち金、風俗、暴力団関係、マルチまがい商法、霊感商法等並びに公序良俗に反する商売の者を勧誘(ゲスト参加及び入会)することは禁止する。
（4）ネットワークビジネスを禁止する。
（5）上記（3）、（4）の項目においてゲスト参加及び入会後に発覚した場合世話人会において確認し可否を判断し、退会をお願いする。悪質な場合には除名とする。
　例会受付時に判明した場合は例会参加をお断りする。
（6）特定の業種の会員数が増加し、当会の運営に障害を与えるような場合や、その業種の会員の参加メリットが低下したと世話人会にて判断された場合はその業種は入会制限を受ける場合がある。
　世話人会において総量規制を決定し判断する。
（7）ゲストの入会申込み後、翌月の例会までに入金が確認された場合のみ準会員とする。
　次月例会までの間に入金がなき場合は翌月以降の例会は参加できないものとする。

第8条（休会）

会員は、本部の規約にならい、休会をすることは認められない。
すでに拠出した年会費については第12条に定める。復帰の日が、最後に年会費が発生した日より1年以上を経過している場合は新たに年会費を収めることとする。復帰の際は休会時点の会員種別を継承するものとする。

第9条（会員資格喪失）

会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、資格を喪失する。

（1）入会金及び年会費を納めない者
（2）準会員で 1 年以内に当会に紹介者（準会員）を出すことが出来ない者
（3）退会届を提出した者
（4）本人が、死亡した時
（5）本人所属の会社が消滅した時
（6）当会を除名された時

第10条 （退会）
会員は、当会の代表に退会届を提出し任意に退会することが出来る。

第11条 （除名）
会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、世話人会を開催し世話人会の過半数の決議により除名する事が出来る。但しこの場合、その会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。又、内容によっては全国のクラブに通知する。
（1）当規約、及び法令に違反したとき
（2）当会の名著を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
（3）強引な販売手法などビジネスマナーに反する行為による重大なクレームが発生した場合

第12条 （拠出金品の不返還）
既納の入会金、年会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第13条 （胸章）
会員には本部より、胸章を貸与する。
（1）胸章は第6条で挙げた会員の種類により、次のように定める。
準会員： 緑バッチ
正会員： 赤バッチ
ゴールド会員： ゴールドバッチ
ダイヤ会員： ダイヤバッチ
（2）胸章は事業に参加する時は、必ず着用すること
（3）第 8 条、第 9 条に該当した者は、速やかに事務局へ返還すること。
（4）紛失した場合は、緑、赤バッチは 2,000 円で購入（ゴールド、ダイヤは別料）することとする。
（5）退会したときに返還しない者は、緑、赤バッチで金 2,000 円（ゴールド、ダイヤは別）を支払うこととする。

第14条 （自社 PR 及びブース出店、資料配付）
会員が定例会において自社 PR 又は、ブースに出店を希望する場合は、事前に事務局に申請し許可を受けた正会員(準会員・ゲストは不可)とする。又、会場の全会員に資料配付できるのも正会員のみとする。ただし、チャレンジとして世話人会の承認を得て、準会員の自社PR及びブース出店を認める場合もある。（この場合、準会員は 1 回のみとする）

第15条 （協賛品）
協賛品を提供したい会員は、事務局に協賛品と数量を申請し定例会の当日持参するものとする。
協賛品を提供する者は、ゲスト、準会員、正会員を問わない。

第4章　世話人（役員）

第16条 （世話人及び定数）

当会には、次の役員を置き、全役員の総称を世話人とする。

（1）代表： 1名（当会の最高運営責任者。会の運営方針を定め、他会場との連携を図る）
（2）副代表： 3名（代表を補佐。世話人会の運営。また、各委員会の補佐も務める）
（3）事務局： 2名（正・副）（第23条による）
（4）会計： 2名（正・副）（第24条による）
（5）総務委員長： 1名 （会全体の監査や会員の相談窓口とする。規定や財務管理の補佐）
（6）広報・拡大委員長： 1名 （当会の広報やゲスト、新会員のフォローを行う）
（7）運営委員長： 1名 （例会の運営、その他事業の運営を行う）
（8）監事：若干名 （第18条(6)による）

第17条 （世話人及び役職の選任）

世話人は当会正会員の中から選任する。自薦、他薦は問わない。

第18条 （職務・委員会）

世話人の役割は以下の通りである。

（1） 代表は、当会を代表し当会の運営を総括し、他会場等との折衝にあたる。
（2） 副代表は、代表を補佐し代表世話人に事故あるとき又は、欠けたときはその業務を代行する。
（3） 世話人は、当会の基本方針の決定、方向性の検討を行う。
（4） 世話人は、世話人会を構成し、この規約の定め及び世話人会の決議に基づき、当会の運営を遂行する。また、世話人会のもとで、すべての会員が所属する委員会を構成し、例会運営を遂行する。
（5） 各委員会で持ち回りにて毎月の定例会の設定、運営を行う。又、適宜、世話人会の設定、運営を行う。
（6） 監事は、次に掲げる業務をおこなう

1. 世話人の業務遂行の状況を監査する。
2. 当会の財産の状況を監査する。
3. 前 2 号の規約による監査の結果、当会の業務または、財産に関し不正の行為又は、法令や規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを世話人会に報告すること 。
4. 前号の報告をする為必要がある場合には、世話人会を招集すること。
5. 世話人の業務遂行の状況又は、当会の財産の状況について、世話人に意見を述べ若しくは世話人会の招集を請求すること 。

第19条 （任期）

世話人の任期は、1年とする。但し再選を妨げない

（1） 補欠または、増員によって就任した世話人の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
（2） 世話人は、辞任又は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない。

第20条 （解任）

世話人が次の各号の一つに該当するに至ったときは、世話人会の過半数以上の決議によりこれを解任することが出来る。但しこの場合、その世話人に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）心身の故障のため、業務の遂行に堪えないと認められるとき。

（2）業務上の義務違反、法令違反その他世話人としてふさわしくない行為が有った時。

第5章　世話人会（役員会）

第21条 （世話人会）

世話人は世話人会を開催する。

（1）副代表は世話人会を招集し、世話人はこれに参加するものとする。

（2）世話人会を招集するには、各世話人に対して副代表の指示のもと事前に通知する。

（3）世話人会は、業務執行その他法令又は、規約に定める事項を決定する。但し、当会の通常の業務の他重要でない事項の決定は、世話人会の過半数以上の決議により代表に委ねる事が出来る。

（4）世話人会の決議は、世話人の過半数をもってこれを成す。

（5）世話人会欠席の世話人は意見及び決議を代表世話人に申し出て委任するものとする。申し出がなき場合委任のあったものとする。

（6）世話人会の議長は、副代表がこれに当たる（輪番）。但し、世話人会は、他の世話人を議長に選ぶことが出来る。

第22条 （世話人報酬）

当会の世話人報酬は無報酬とする。但し、必要に応じて世話人会での承認を受け必要金額を払えるものとする。

第6章　事務局

第23条 （事務局）

代表は事務局を2名選任する。事務局の職務は以下のとおりである。

（1）事務局は例会事務、本部との連絡、全体的な庶務を行う。

第7章　会計

第24条 （会計）

当会の会計は、会計原則にしたがって行うものとする。

（1）毎月世話人会にて会計報告を行い、年に1回以上全会員に対し会計報告を行う。

（2）会の資産、通帳の管理をする。

第25条 （冠婚葬祭）

当会及び世話人会名義での冠婚葬祭費は支出しない。

但し、世話人会で決議した場合はその限りではない。

第8章　事業年度

第26条（事業年度）

当会の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる

第9章　附則

第27条（細則）

この規約の施行について必要な細則は、世話人会の過半数の決議を経て代表世話人がこれを定める。

令和2年　10月1日　制定
令和5年　7月　改正